

# 行政相談週間 10月19日(月)～25日(日)

## 国などの要望・苦情は行政相談委員へ

皆さんに行政相談や行政相談委員制度に対する理解を深めていただくため「行政相談週間」を設けています。毎日の暮らしの中で、国などが行っている仕事について、要望や苦情をお持ちの方はいらっしやいませんか。そのような時、「行政相談委員」が行政と住民の橋渡し役として相談に応じ、助言し、適切な措置を講じます。

区では、日ごろから定期的に行政相談を実施しています。なお、下表の行政相談委員は、電話でも皆さんの声をお聴きしていますので、ご相談ください。

行政相談は次のところでも受け付けています。

○「行政苦情110番」(東京行政評価事務所)  
☎(0570)090110  
FAX(5331)1761

※IP電話などをご利用の場合 ☎(3363)1100

○東京総合行政相談所(西武池袋本店7階、本店の休業日)  
☎(3647)9635  
FAX(3647)9635

**10月17日(土)区民まつりで特設行政相談所を開設**

行政相談週間に伴い「特設行政相談所」を開設します。

**時** 10月17日(土)午前10時半～午後3時 **場** 区民まつり中央まつり内都民ギャラリー(都立木場公園)

**問** 広報広聴課広聴相談係  
☎(3647)2364  
FAX(3647)9635

区では、ひきこもりをはじめ社会的に困難を抱える若者が、次の一歩を踏み出すための手助けをする事業(こうとうゆうすてつぷ)として、専門知識と経験を有する相談員が個別に面談または電話相談を行っています。

**時** 下表のとおり

**人** 区内在住・在勤・在学のおおむね15歳～35歳までの方およびその保護者。1回の開催で4～6人程度 **費** 無料

**内** 個別面談、電話相談、当事者

## 明るい選挙 入選作品決定 啓発ポスター

### 展示会開催 11月5日(木)～12月9日(水)

明るい選挙啓発ポスターコンクール審査会が開催され、応募総数1,008点(小学校501点、中学校507点)から、入選・佳作作品が決定しました。

**作品展示会(入選20点、佳作20点)の開催**

区内4会場で入選・佳作作品ポスター・標語優秀作品、薬物標本展示ほか **問** 講演長沼繁雄(警視庁組織犯罪対策第五課) 主催 江東区・江東区青少年問題協議会

**申** 当日直接会場へ※満員の都合、入場をお断りすることもあります。ご了承ください。

**問** 青少年課青少年係  
☎(3647)9813

氏名	電話番号
山本 美子	3647-2316
杉本 美喜	3637-2028
積田 幸子	3644-7307
坂本 幸子	3647-3704
進藤 幸子	3647-6221
金子 幸子	3631-3420
浅野 幸子	3684-3840

## 江東区薬物乱用防止 キャンペーンイベント 10/31(土)

中高生などによるパネルディスカッションや講演会など危険ドラッグ等の薬物乱用防止についてのキャンペーンイベントを行います。

**時** 10月31日(土)午後2時～4時15分 **場** 豊洲シビックセンターホール(豊洲2-2-18)

**人** 中学生以上の方 **費** 無料

**内** 第一部 薬物乱用防止講演会  
第二部 パネルディスカッション(中学生代表、高校生代表、保護者代表、関係団体代表者等) **その他** 歴代薬物乱用防止

## ひきこもりなどでお悩みの方へ 相談会・居場所運営を開催(10～12月分)

区では、ひきこもりをはじめ社会的に困難を抱える若者が、次の一歩を踏み出すための手助けをする事業(こうとうゆうすてつぷ)として、専門知識と経験を有する相談員が個別に面談または電話相談を行っています。

**時** 下表のとおり

**人** 区内在住・在勤・在学のおおむね15歳～35歳までの方およびその保護者。1回の開催で4～6人程度 **費** 無料

**内** 個別面談、電話相談、当事者

### 相談会・居場所運営

日時	会場
10/15(木)、11/7(土)・19(木)、12/5(土)	青少年センター第1研修室(亀戸7-41-16)
※11/19(木)、12/5(土)は居場所運営あり出張相談会	
日程	会場
10/23(金) 13:30～16:30	江東区文化センター6階第2・3会議室(東陽4-11-3)
11/27(金) 13:30～16:30	豊洲シビックセンター8階第3・4研修室(豊洲2-2-18)
12/25(金) 13:30～16:30	江東区文化センター6階第2・3会議室

### ひきこもり支援講演会を開催

ひきこもりの若者のために、家族やまわりの支援者はどう接すれば良いのか、みんなで考え

**時** 10月25日(日)午後2時～4時 **場** 区役所7階第71・72会議室 **人** どなたでも30人(先着順) **費** 無料 **内** ひきこもり就労支援の必要性と体験談 **問** 菅野周平(NPO法人青少年自立援助センター)

**申** 当日直接会場へ

**問** 青少年センター  
☎(3681)7334

### 選挙管理委員会事務局

☎(3647)9091



**委員長賞(小学校の部)**  
臨海小学校4年 長野碧空さん

**委員長賞(中学校の部)**  
深川第三中学校3年 川中牙恵さん

## 人権週間「むげて」③

「LGBT」もよく知らないとはいけません。人口の7.6%がLGBT

新聞報道などで性的少数者を表す「LGBT」という言葉を見かけることが多くなってきました。これは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(体と心が一致しない人)の4つの言葉の頭文字をとった言葉です。日本では、民間の調査で7.6%がLGBTに該当するとの結果が報告されています(平成27年4月、電通ダイバーシティラボ調査)。しかし、「周りにはいないし、会ったことがない」という人が多いのではないのでしょうか。

**悩んでいます**

性別違和のある人の場合、9割以上が中学生までにその違和を感じ始めると報告されています(岡山大学病院ジェンダークリニックの受診者への調査結果)。学校でのトイレや着替え等、毎日の生活で辛い場面がたくさんあります。また、「人は異性を好きになるもの」という固定観念にある「好きな人はいる?」などの質問にも答えられず、からかわれたり、いじめられたり、

偏見による差別に心を痛めて自己肯定感を持ってなくなってしまう。

**でも、言えないんです**

「話しても理解されないのでは?」「他の人に知られたらどうしよう」などの心配から、誰にも話せずに抱え込んでしまい、孤立しがちです。不安や戸惑いを抱え、生きていくのが辛くて、自殺を考える人も少なくありません。本人が自覚して言わなければ家族でも気づけないことがあります。しかし、「周りに言えない」ではなく、「周りに言えない」ために、気づくことができないのです。

**私たちには何ができますか?**

LGBTに関する知識がないこと、周りにいるという意識を持っていないことにより、LGBTに対する否定的な言動や笑いの種になってしまうことがあります。悪意はなかったとしても本人は傷つきます。私たちは、誰もが自分らしく生きる権利を持っています。私たち一人ひとりがLGBTについて正しく理解し、「性の多様性を尊重する社会を作っていく」ことが必要です。

**問** 人権推進課人権推進担当  
☎(3647)1164

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 縮縮切切 申申込 問問合先 印印ホームページ Eメール